主

原判決を破棄する。 被告人を懲役一年四月に処する。 原審における未決勾留日数中三〇日を右本刑に算入する。

理由由

本件控訴の趣意は、弁護人田中耕輔の控訴趣意書および控訴趣意補正書に各記載されたとおりであるから、これらを引用する。

論旨は量刑不当の主張である。 まず職権をもつて調査すると、原判決は、罪となるべき事実の第一として、被告人がAと共謀のうえ二回に、Bほか一名に対し、猥せつな馬工の事実を、或は日本の事実を、被告人がAに対したという猥せつ図画販売の事実を、或は単立に対して、被告人がAに対しては、Dら計数名に対し、独せつなカラーとと第三の事まと前後九回にわたり、Dら計数名に対し、独せつなカラーとは、当該他の事実を代金計約八一万七、〇〇八十四年との事実との事実との事実との事実との事実との事実をそれぞれ認定したうえ、は、一年で販売したの事実との事実とのがある。とそれぞれ認定したうえ、他との事実との事実とのがある。とそれぞれ認定したの介在により、「大学のの事実との所に、「大学のの事実との所に、「大学のの事実との所に、「大学のの事実との所に、「大学のの事実との所に、「大学のの事実をの明して、「大学のの事実との所に、「大学の事業との所に、「大学の事業との所に、「大学の事業との所に、「大学の事業との所に、「大学の事業との所に、「大学の事業との事業との事業との所に、「大学の事業との所に、「大学の事業との所に、「大学の事業との事業といる。」といることは、「大学の事業といる。「大学の事業といる」といることは、「大学の事業といる。「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる。「大学の事業といる」といることに、「大学の事業と、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といる。「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる。」といることに、「大学の事業といる」といることに、「大学の事業といる。」といることに、「大学の事業といる。」といることに、「大学の事業といる。」といることに、「大学の事業といる。」といることに、「大学の事業といる。」といることに、「大学の事業といる。」といることに、「大学の事業といる。」といることに、「大学の事業といる。」といることに、「大学の事業といる。」といることに、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といることに、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる。これる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる、「大学の事業といる。」といる。

よつて控訴趣意に対する判断を省略し、刑事訴訟法第三九七条、第三八〇条により原判決を破棄し、同法第四〇〇条但書により本件について更に次のとおり判決する。

く害するものというべく、更に原判示第一の犯行は前記確定裁判を経た罪にかかる事件の審理、保釈中になしたものであり、また同判示第二、第三の各犯行は、右確 定裁判があつたのち、その罪の刑の執行猶予中になしているものであることなどに 徴すれば、その犯情は決して軽視を許されず、その刑責は相当に重いものといわな ければならない。しかし他面原審当時被告人の内妻であるIにおいて、原判示第二 の恐喝の被害者Eの妻Jに示談金一〇万円を差出して示談が成立していたところ、 当審に至って、改めてこれを証する示談書および証と題する(Jから被告人宛の右一〇万円を領収した旨の)書面が提出されたこと、被告人の経歴ことに被告人は昭和四二、三年頃から前記的屋のF連合会に入っていたものであるところ、原判決後 である昭和四八年五月右F連合会から離脱するに至つたことのほか記録および当審 における事実取調の結果によつて認められる被告人に有利な諸事情をも参酌したう え、被告人を懲役一年四月に処し、原審における未決勾留日数の算入につき刑法第 -条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 石田一郎 裁判官 菅間英男 裁判官

柳原嘉藤)